

水とすむまち

吉賀町



令和6年度 吉賀町 下水道事業

料金審議会 資料
下水道事業の概要

吉賀町の下水道

吉賀町には特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設が整備されています。どちらも下水道の施設になります。整備工事は平成28年度に全て完了しております。下水道が整備されていない地域においては、合併浄化槽の設置を促進しております。

特定環境保全公共下水道（略式：特環）

排水区域：六日市・七日市地区

管渠延長・・・46.3Km 供用開始：平成15年

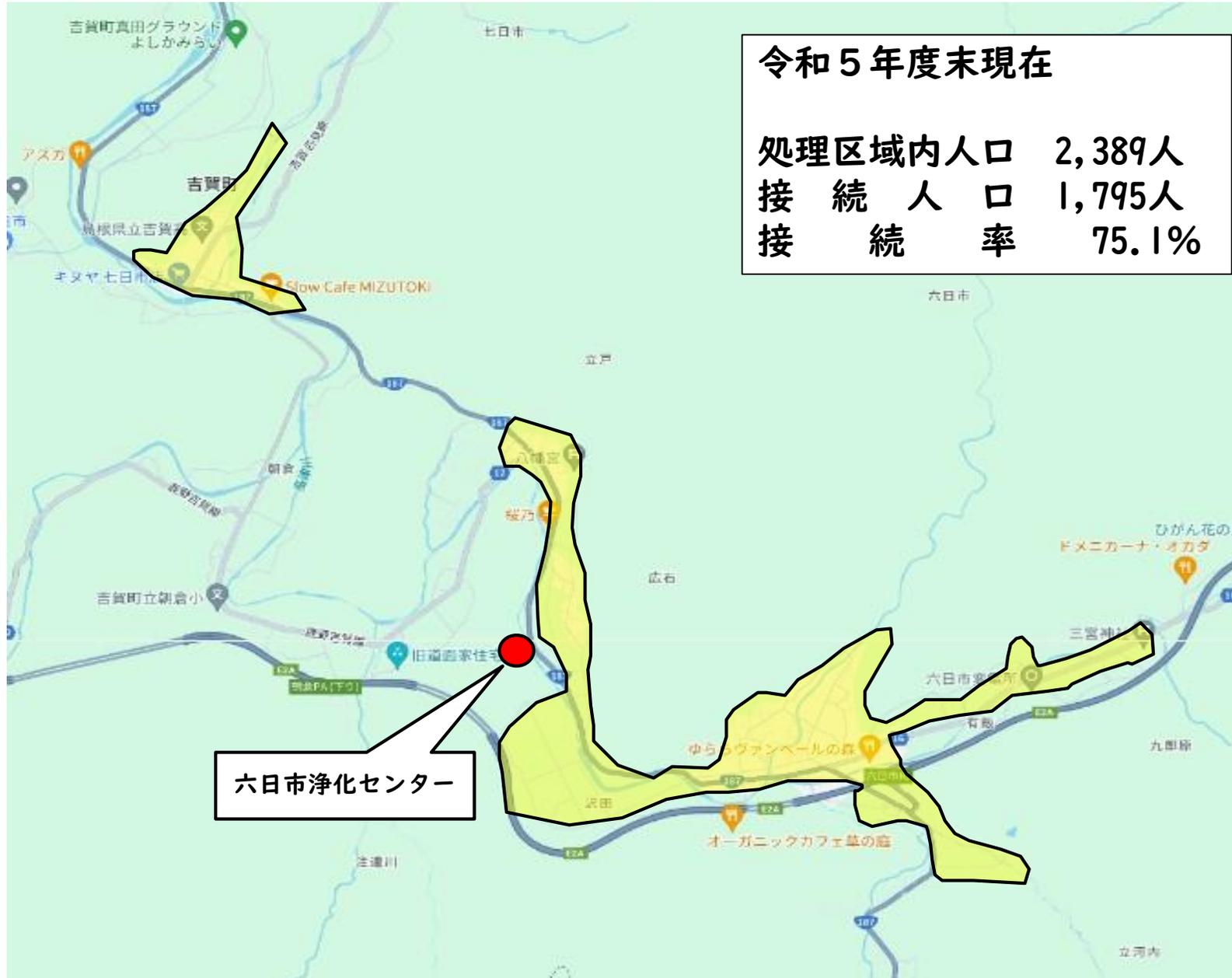
農業集落排水処理施設（略式：農集）

排水区域：柿木・初見新田地区

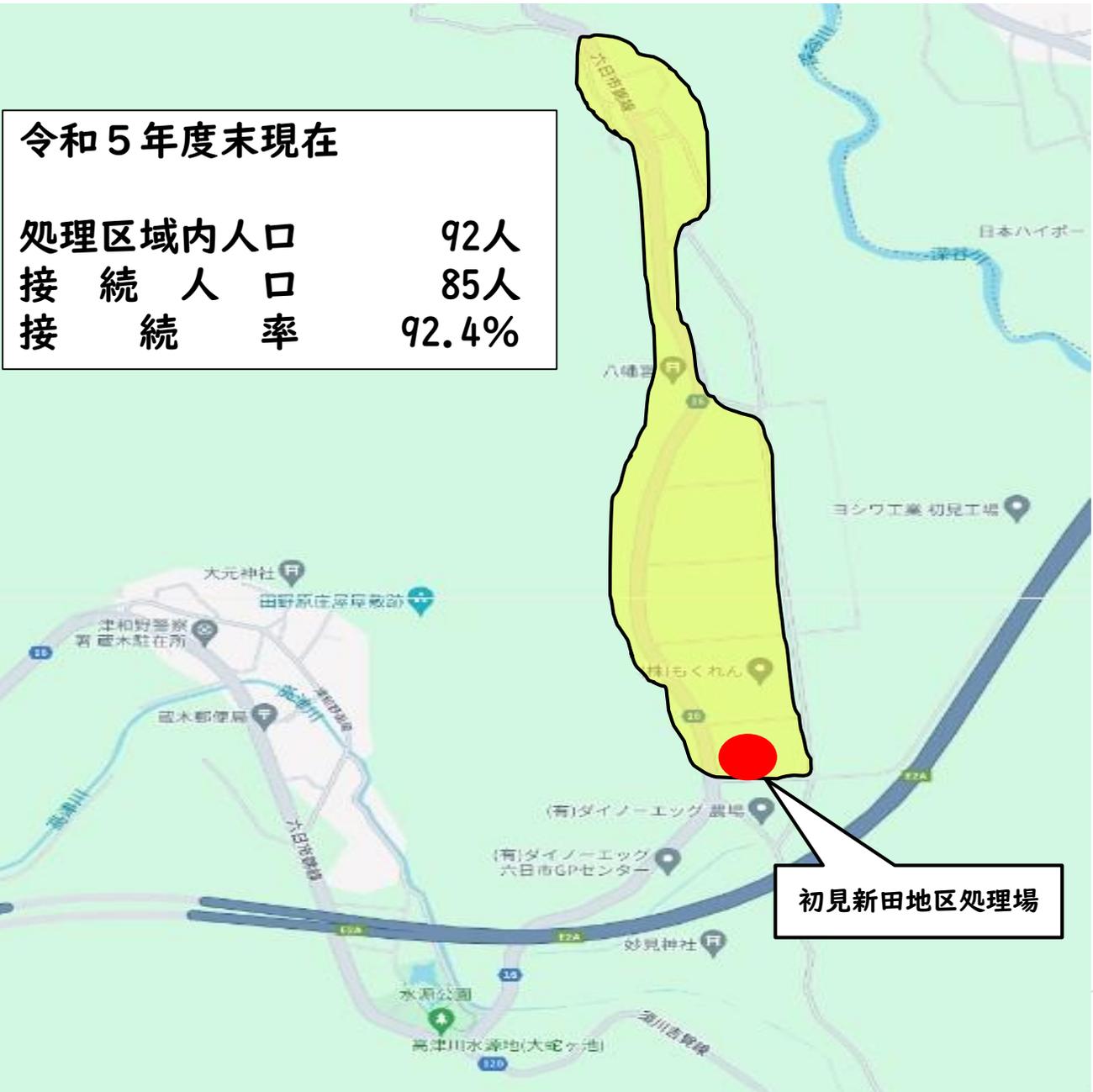
管渠延長・・・9.6Km 供用開始：平成14年

下水道が稼働して20年ほど経過しています

特定環境保全公共下水道



農業集落排水処理 初見新田地区



マンホールポンプ

本町の下水道処理区域内（特環と農集）には、マンホールポンプが41箇所、設置しています。

内 訳

六日市・七日市処理区	34箇所
柿木地区	5箇所
初見新田地区	2箇所

維持管理費用

電気料金の支払い、汚水ポンプ・ケーブル・水位計・フロート等の修繕、制御盤の修繕

下水処理場の状況 ※令和5年度の実測値

・特定環境保全公共下水道

(六日市浄化センター)

1日の平均流入量 733m³

接続人口 1,795人

・農業集落排水処理

(柿木浄化センター・初見新田地区処理場)

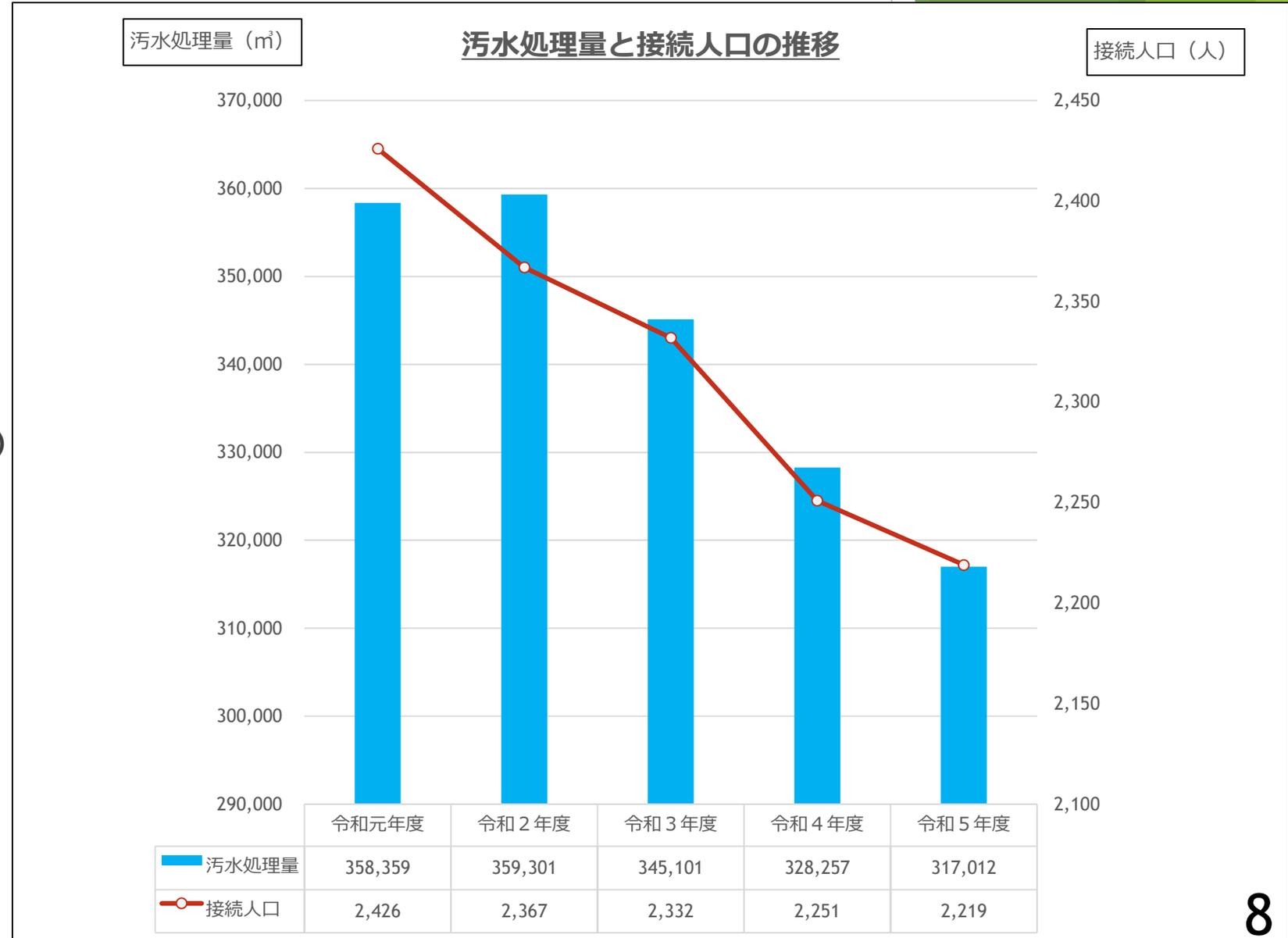
1日の平均流入量 134m³

接続人口 424人

●汚水処理量

汚水・・・生活雑排水

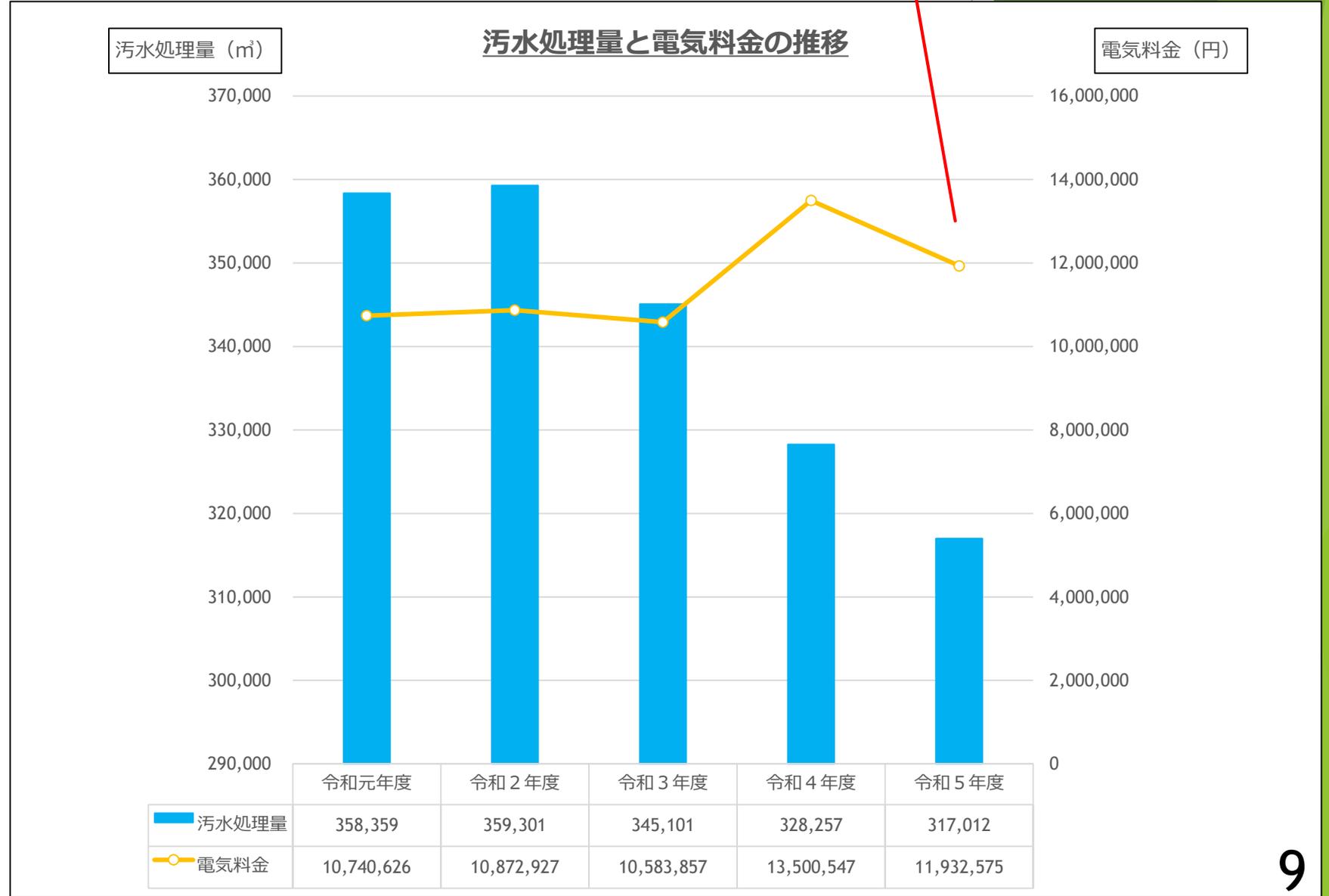
雨水・・・不明水



維持管理費用（電気代）と汚水処理量の推移

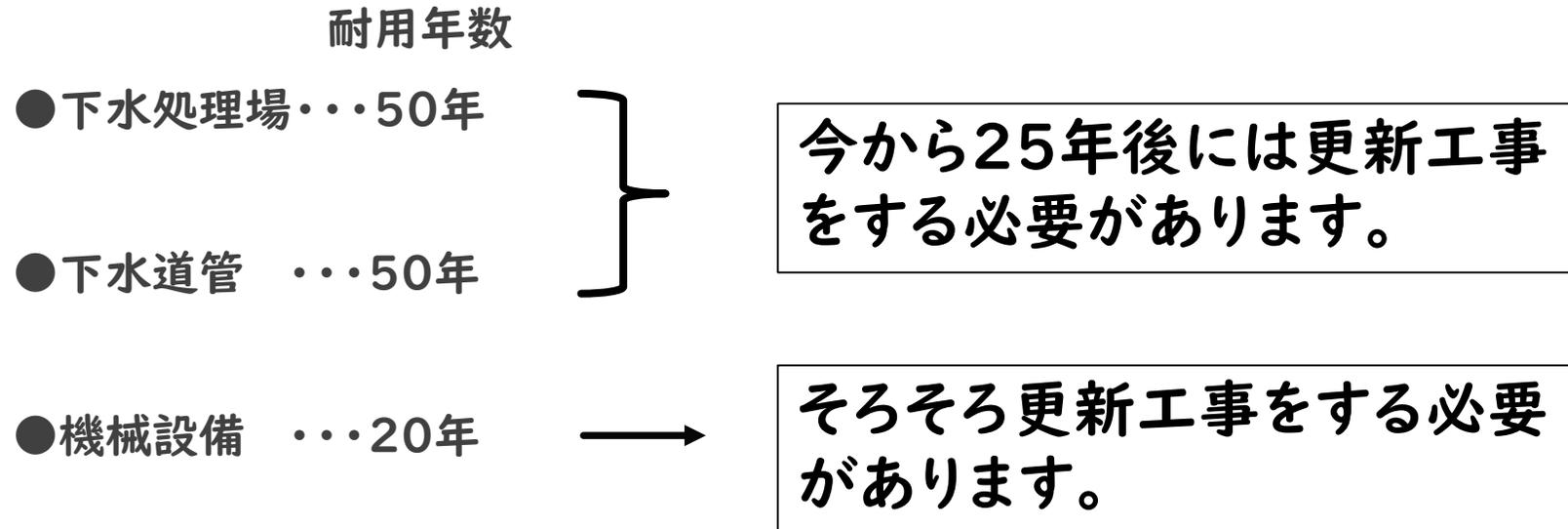
電気・ガス価格激変緩和対策

- 電気代
- 処理場・・・ 3箇所
- 中継ポンプ・・・ 41箇所

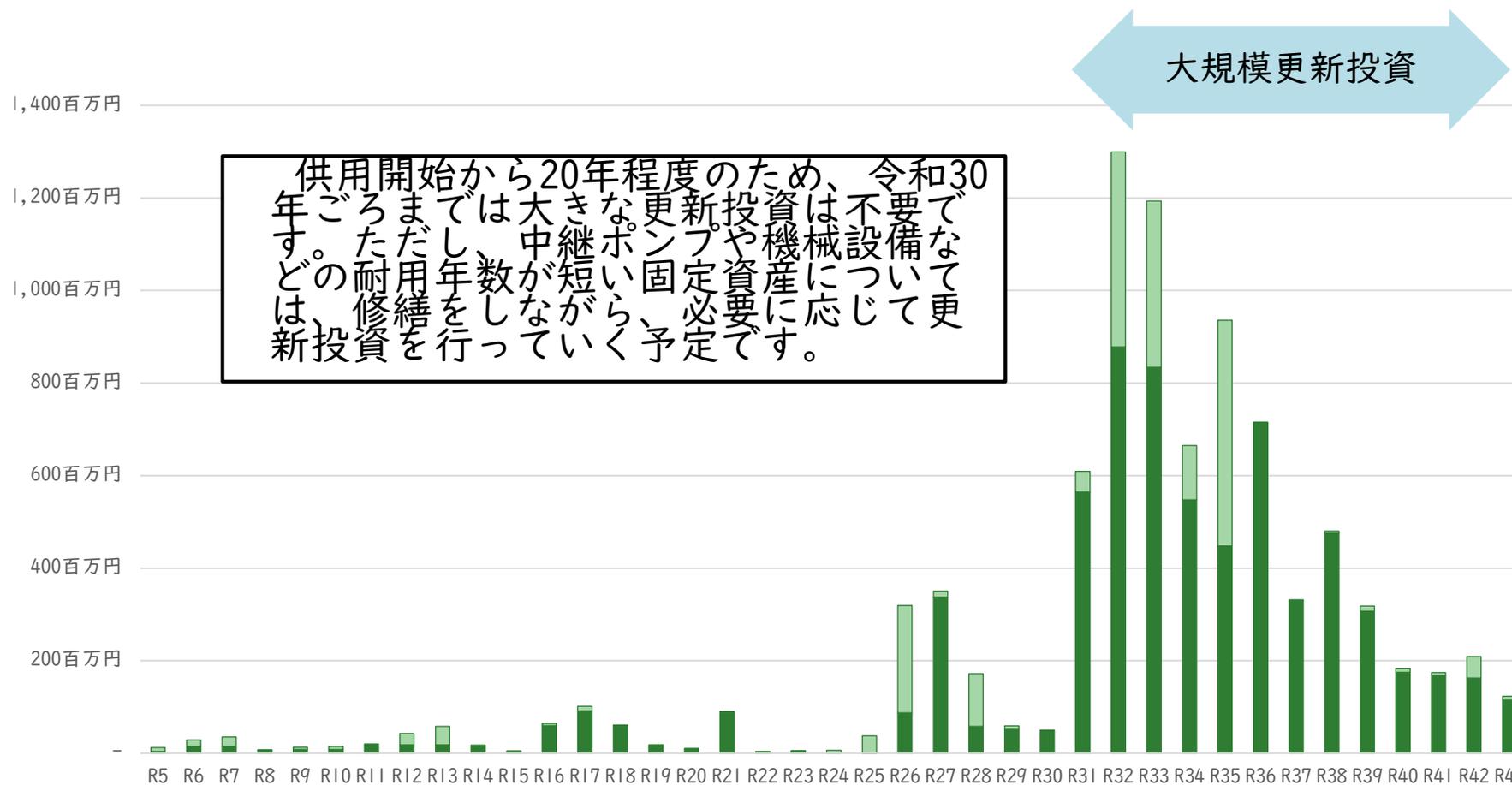


下水道設備の老朽化

下水道設備には大きく分けて3つあり、それぞれ耐用年数が違います。



【更新投資の予測】



吉賀町下水道事業経営戦略より抜粋

更新をする場合は、令和31年度より大規模更新が必要になる見込みです。

その場合は、将来の更新工事費を今から積み立てる必要があります。

または、更新工事を行わず、規模縮小や下水道の廃止（浄化槽への転換）などの検討をする必要があります。

国の補助金の交付にあたっての要件等

①令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに以降していること。

→吉賀町は令和4年4月1日から移行しています

②法適用（企業化）に移行した年度以降から少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し経営戦略に記載すること。

→当町は令和4年度に法適用に移行したため、経営戦略への記載は令和8年度までに実施する必要があります。

→**〇年度までに経費回収率を〇〇%に向上させるため、〇年度に料金改定を実施します等の具体的な文言を経営戦略に記載する必要があります。**

経費回収率 下水道使用料÷汚水処理費×100

(汚水処理費をどれくらい収益で賄っているかの指標です)

汚水処理費・・・汚水を処理してきれいにする過程でかかる費用

施設の修繕費、光熱水費、維持管理費、人件費など。

例) ①下水道使用料 1,000円 汚水処理費 2,000円

経費回収率 $1,000 \div 2,000 \times 100 = 50\%$

→かかった費用のうち半分しか使用料で回収できていない 維持管理：赤字

②下水道使用料 1,000円 汚水処理費 1,000円

経費回収率 $1,000 \div 1,000 \times 100 = 100\%$

→かかった費用分は使用料で回収できたが、黒字とはいえない

今後の施設更新をするために積み立ても出来ない

③下水道使用料 1,500円 汚水処理費 500円

経費回収率 $1,500 \div 500 = 300\%$

→かかった費用を上回る収入 維持管理：黒字 将来のために積み立てできる

吉賀町下水道事業の経費回収率について①

経費回収率の実績

(特環)

R1 : 72.69% R2 : 71.55% R3 : 68.06% R4 : 84.0% R5 : 90.86%

→ 経費回収率は上昇傾向ですが100%に達していない状況です

特環の計画人口は2,590人。令和5年度末現在で処理区域人口2,389人となっています。(接続人口 1,795人 接続率 75.1%)

かかった費用分を下水道使用料で回収できていないため、もうけが無く、将来の施設更新の際の財源を下水道使用料で確保できていない状況です

(令和5年度)

下水道使用料 36,504,000円 ÷ 汚水処理費 40,178,000円 = 90.86%

令和3年→令和4年
法適用に移行したため、経費回収率の汚水処理費の算定式に一部変更が生じた。そのため、大幅に上昇しています。

吉賀町下水道事業の経費回収率について②

経費回収率の実績

(農集)

R1 : 42.26% R2 : 40.29% R3 : 55.45% R4 : 46.34% R5 : 47.05%

→ 経費回収率が50%に満たない。

かかった費用の内、半分しか下水道使用料で賄えていない状況です

・ 柿木地区の計画人口は 1,160人だが、令和5年度末現在で処理区域人口は385人となっています。(接続人口 339人 接続率 88%)

・ 初見新田地区の計画人口は 160人だが、令和5年度末現在で処理区域内人口は92人となっています。(接続人口 85人 接続率92%)

設計当時に見込んでいた人口と実際の人口との差が大幅に異なっているため、施設規模に対して人口が少ないので、収入が少ない状況です。そのため経費回収率は低いです。

(令和5年度)

下水道使用料 8,267,000円 ÷ 汚水処理費 17,569,000円 = 47.05%

令和3年→令和4年
法適用に移行したため、経費回収率
の汚水処理費の算定式に一部変更が
生じた。特環と比べ状況が異なっ
ているため減少しています。

下水道事業の状況について（令和5年度）

（税抜き）

（特定環境保全公共下水道）

R5 使用料	36,504,000円	（前年度	37,357,000円）
R5 費用	40,178,000円	（前年度	44,454,000円）
	-3,674,000円		-7,087,000円

（農業集落排水処理）

R5 使用料	8,267,000円	（前年度	8,618,000円）
R5 費用	17,569,000円	（前年度	18,598,000円）
	-9,302,000円		-9,980,000円

経費回収率を100%以上にするには、この差を0以上にする必要があります。

経費回収率を100%以上にするには、特環分 3,674,000円と農集分 9,302,000円を併せた 12,976,000円を賄う必要があります。又は、費用を抑える必要があります。

吉賀町下水道事業の経営状況

税抜き表示です

令和5年度 吉賀町下水道事業損益計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

維持管理の収支

1	営業収益		
	(1) 下水道使用料	44,770,620	44,770,620
2	営業費用		
	(1) 管渠費	7,490,175	
	(2) 処理場費	32,454,620	
	(3) 総係費	13,952,003	
	(4) 減価償却費	164,141,469	
	(5) 資産減耗費	251,768	218,290,035

維持管理では、約
1.73億円の赤字
です。

営業損失

△ 173,519,415

営業外の収支

3	営業外収益		
	(1) 他会計補助金	139,254,000	
	(2) 長期前受金戻入	70,335,323	
	(3) 雑収益	23,600	209,612,923
4	営業外費用		
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	21,270,380	
	(2) 雑支出	993,224	22,263,604
	経常利益		13,829,904
	当年度純利益		13,829,904
	前年度繰越利益剰余金		12,193,416
	当年度未処分利益剰余金		26,023,320

合計0.13億円の
黒字となっております。

理想の収支

お金を
儲ける

儲けた
お金で
工事を
する

維持管理の収支

令和5年度 吉賀町下水道事業損益計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

税抜き表示です

(単位：円)

1	営業収益		
(1)	下水道使用料	44,770,620	44,770,620
2	営業費用		
(1)	渠費	7,490,175	
(2)	処理場費	32,454,620	
(3)	総係費	13,952,003	
(4)	減価償却費	164,141,469	
(5)	資産減耗費	251,768	
	営業損失		△ 173,519,415

みなさんから頂いている下水道の使用料になります。

過去の下水道工事の総費用を耐用年数で割った金額を毎年、費用として計上しているものになります。

営業損益としては**1.73億円の赤字**ですが、その費用の多くが減価償却費になります。

営業外の収支

3	営業外収益			
	(1) 他会計補助金	139,254,000		
	(2) 長期前受金戻入	70,335,323		
	(3) 雑収益	23,600	209,612,923	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	21,270,380		
	(2) 雑支出	993,224	22,263,604	187,349,319
	経常利益			13,829,904
	当年度純利益			13,829,904
	前年度繰越利益剰余金			12,193,416
	当年度未処分利益剰余金			<u>26,023,320</u>

下水道事業の本業以外の収益です。
 他会計補助金⇒一般会計からの繰入金
 長期前受金戻入⇒過去の下水道工事に対して、国からもらった補助金を耐用年数で割り、毎年収益として計上するものです。

税抜き表示です

本業以外の支出です。企業債利息の支払いや消費税申告等があります。

当年度の利益になります。
 1千3百万円の黒字ですが、一般会計からの繰入金頼りの経営状況です。

■ 下水道の料金体系について

●従量制

基本料金に加えて、使用した上水道使用量を加算して算出する方法。

基本料金+水道使用量1 m³あたり〇円加算

●人頭制

基本料金に加えて、使用人数を加算して算出する方法。

基本料金+使用人数1人あたり〇円加算

島根県内 各自治体の料金体系

従量制の市町村

・松江市、出雲市、安来市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、益田市、美郷町、津和野町、
隠岐島町、西ノ島町（8市4町）

人頭制の市町村

・奥出雲町、川本町、飯南町、邑南町、吉賀町、知夫村
(5町1村)

吉賀町の下水道使用料（1か月あたり）

- ・一般家庭（人頭制）

基本料金1,500円+500円（500円/1人） +消費税
5人以上は一律2,500円を加算

- ・事業所、営業所（従量制）

基本料金800円+従量料金（120円/m³） +消費税

- ・公共施設（従量制）

基本料金500円+従量料金（120円/m³） +消費税

- ・非定住（家に誰も住んでいない家庭）

基本料金500円

- ・井戸水を使用している寄宿舍等

基本料金+認定水量（1人当たり使用する水量を認定して加算するもの）

料金体系の変更や料金改定の検討

料金改定率の向上を目指し、現在の使用料の見直しを行います。

料金体系の変更

人頭制を従量制に変更

料金改定

人頭制を継続し、基本料金や加算料金を改定

下水道を廃止し、合併浄化槽へ転換する

- ・現在下水道に接続している家屋に対し、吉賀町が合併浄化槽を設置する（案）

1世帯1人～5人	→	合併浄化槽	5人槽
1世帯6人～7人	→	合併浄化槽	7人槽
1世帯8人以上	→	合併浄化槽	10人槽

※合併浄化槽の人槽決定は家の延床面積で決まるが、今回は使用人数にて算出しています。また、営業所や公共施設については浄化槽設置費を算出していません。

下水道を廃止し、合併浄化槽へ転換する

下水道接続状況（令和6年2月調定分）

1世帯1人～5人	→	995戸	→	5人槽	995基
1世帯6～7人	→	11戸	→	7人槽	11基
1世帯8人～	→	5戸	→	10人槽	5基

※下水道の契約件数の内、非定住も含まれます。

合併浄化槽の設置費用

合併浄化槽の本体のみの設置費用実績（過去3年の平均）

5人槽：110万円

7人槽：130万円

10人槽：150万円

5人槽 995基×110万円＝10億9450万円

7人槽 11基×130万円＝ 1千430万円

10人槽 5基×150万円＝ 750万円

※その他に、廃止する場合には既存の下水道管の撤去や処理場の解体等の費用が掛かります。また、一般家庭以外の営業所や公共施設の浄化槽設置費用も掛かります。

吉賀町下水道事業の経営と今後

下水道事業を維持管理していく上で必要な経費は下水道使用料で賄わなければなりません(独立採算の原則)

しかし、当町では維持管理に要する収支では赤字になっています。

赤字分は一般会計からの繰入金で補填している状況です。

将来の下水道施設の更新をする場合にはお金を積み立てる必要があります。

⇒下水道使用料改定の必要性

または、下水道施設の規模縮小を検討する必要があります。

⇒下水道区域を縮小し、合併浄化槽の設置等

どちらにしても、お金を積み立てる必要があります

まとめ

- ・将来の大規模更新に備え、今からお金を積み立てる必要があります。
- ・更新をせず規模縮小（下水道区域を縮小し合併浄化槽へ転換等）するにしてもお金が必要になります。